

訪問看護ステーションみちラボ和歌山

訪問看護契約書

第1条（契約の目的）

訪問看護ステーションみちラボ和歌山（以下「ステーション」という）は、利用者に対し、健康保険法又は介護保険法のもとに利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう訪問看護を提供し、利用者は、ステーションに対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第2条（契約期間）

- 1 この契約は、契約締結の日から利用者の要介護認定または要支援認定の有効期間満了日又は医師による訪問看護指示書が中止されるまでとします。
- 2 契約満了の2日前までに、利用者からステーションに対して、文書による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

第3条（訪問看護計画）

ステーションは、利用者の個別性を大切にし、主治医の指示書に基づき「訪問看護計画」を作成し支援します。

第4条（訪問看護の内容）

- 1 利用者が提供を受ける訪問看護の内容は【訪問看護の重要事項説明書（以下「説明書」という）】に定めた通りです。ステーションは、説明書に定めた内容について、利用者およびその家族に説明します。
- 2 ステーションは、サービス従業者を利用者宅に派遣し、訪問看護計画に沿って説明書に定めた内容の訪問看護を提供します。
- 3 第2項のサービス従業者は、看護師または准看護師、作業療法士です。

第5条（サービスの提供の記録）

- 1 ステーションは訪問看護の実施終了時に、サービス内容及び必要事項について利用者より確認を受けるものとします。
- 2 ステーションはサービス提供記録を作成・整備し、この契約終了後2年間保管します。
- 3 利用者は当該利用者に関するサービス実施記録の複写の交付を受けることができます。

第6条（料金）

- 1 利用者は、サービスの対価として説明書に定める利用者単位毎の料金をもとに計算された月ごとの合計額を支払います。
- 2 ステーションは、当月の料金の合計額を翌月 10 日以降の訪問日に利用者 に提示します。
- 3 利用者は、当月の料金の合計額を翌月 27 日前後口座振替、またはそれま でに現金にて支払います。
- 4 ステーションは、利用者から料金の支払いを受けた時は、利用者に対し領 収書を発行します。
- 5 利用者は、居宅においてサービス従業者がサービスを実施のために使用する水道、ガス、電気、電話の費用を負担します。
- 6 以下の地域の利用者に係る訪問の為の交通費は戴きません。下記以外の地域の利用者で交通費を頂く場合は、事前に文書にて同意を頂くものとします。

市	町名
岩出市	全域
紀の川市	全域
和歌山市	全域
海南市	全域

第7条（サービスの中止）

利用者は、ステーションに対して事前に通知をすることにより、料金を負担することなくサービス利用を中止することができます。

第8条（契約の終了）

- 1 利用者はステーションに対して、1 週間の予告期間において通知することにより、この契約を解約することができます。ただし、利用者の急変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間が 1 週間以内の通知でもこの契約を解約することができます。
- 2 ステーションは、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1 ヶ月間の予告期間においてその理由を通知することにより、この契約を解除することができます。
- 3 次の事由に該当した場合は、利用者は通知することにより、直ちにこの契約を解除することができます。

- ① ステーションが正当な理由なくサービスを提供しない場合
- ② ステーションが守秘義務に反したり、常識を逸脱する行為を行った場合。
- ③ その他解約せざるを得ない状況が生じた場合。

4 次の事項に該当した場合は、ステーションは通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

- ① 利用者のサービス料金の支払いが1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず支払われない場合
- ② 利用者またはその家族がステーションやサービス従業者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合
- ③ 利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、または利用者の入院・入所等により、1ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合
- ④ ステーションが破産した場合

5 次の事項に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

- ① 利用者が介護保険施設に入所した場合
- ② 利用者の要介護区分が、非該当（自立）と認定された場合
- ③ 利用者が死亡した場合

第9条（秘密保持）

1 ステーション及びステーションの従業員は、サービス提供をする上で知り得た利用者および家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

2 ステーションは、利用者から予め文書で同意を得ない限り、利用者の個人情報を用いません。

3 ステーションは、利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、当該家族の個人情報を用いません。

第10条（賠償責任）

ステーションは、サービスの提供にともなって、ステーションの責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

第 11 条（緊急時の対応）

ステーションは、現に訪問看護の提供を行っているときに、利用者の病状の急変が生じた場合やその他必要な場合は、速やかに主治医に連絡を取る等必要な措置を講じます。

第 12 条（連携）

- 1 ステーションは、訪問看護の提供にあたり、主治医、医療機関、行政機関、相談支援事業所、介護支援専門員、地域の保健・医療福祉事業所と密接な連携に努めます。
- 2 ステーションは、当該契約の変更又は終了に際し速やかに利用者に関する連携機関・事業所に連絡します。

第 13 条（相談・苦情対応）

ステーションは、利用者からの相談、苦情に対する窓口を設置し、訪問看護に関する利用者の要望、苦情に対し迅速に対応します。

第 14 条（本契約に定めのない事項）

- 1 利用者およびステーションは、信頼誠実を以ってこの契約を履行するものとします。
- 2 この契約に規定のない事項については、各種規定を尊重し、双方が誠意をもって協議のうえ定めます。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、ステーションが署名または記名押印のうえ、各1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

契約者 訪問看護ステーションみちラボ和歌山
所在地 和歌山県和歌山市鳴神 1204-2 アルコバレーノ 1C

氏 名 管理者 大谷 麻実



利用者 住 所

TEL

氏 名

印

(代理人) 住 所

TEL

氏 名

印

情報提供に関する同意書

_____様(以下、「利用者」といいます)と訪問看護ステーションみちラ
ボ和歌山(以下、「事業者」といいます)の契約の中で第9条(秘密保持)の項目を
下記のとおり挙げてあります。

- 1. 事業者、および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利
用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者にもらしません。
この守秘義務は、契約終了後も同様です。
- 2. 事業者は、利用者又は家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当
者会議等において、当該利用者およびその家族の個人情報を用いません。

このことについて、サービス担当者会議等において必要な情報に限り、これを提
供することに同意していただきたくご署名をお願いします。

令和 年 月 日

利用者	住 所	
	氏 名	印

代理人	住 所	
	氏 名	印

続 柄 ()

家族代表者	住 所	
	氏 名	印

続 柄 ()

緊急時訪問看護加算及び24時間対応体制加算同意書

私は、担当職員から重要事項説明書で緊急時訪問看護及び24時間対応体制について説明を受け、このサービスの利用を希望し、上記の加算の算定に同意します。

令和 年 月 日

利用者氏名 印

代理人氏名 印

続柄 ()